
第11章 今後の方針

1. 今後の方針

- (1) 市全域の基本方針
- (2) 地区ごとの個別方針
- (3) 市民参加の方針

2. 都市計画手法等の活用

3. 市民参加の促進

4. 計画改訂の考え方

第11章 今後の方針

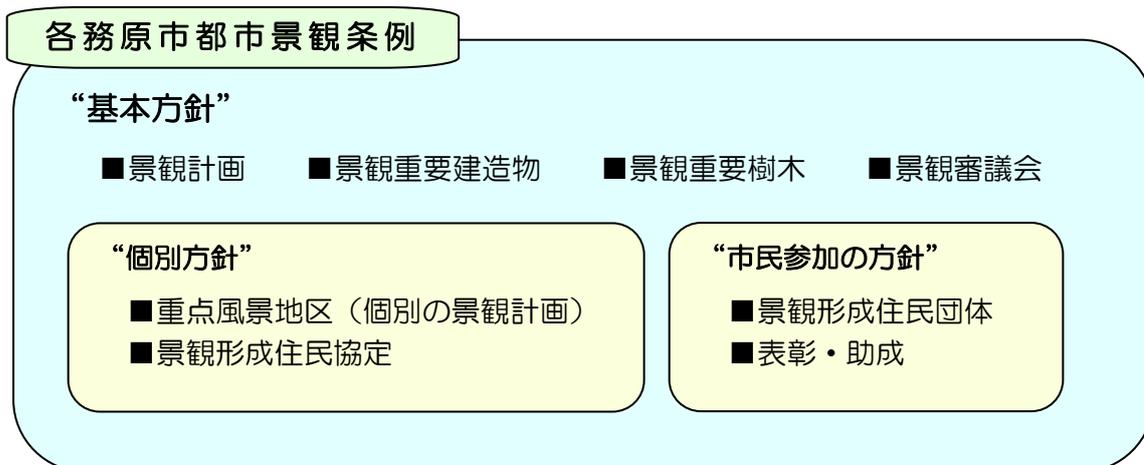
1. 今後の方針

(1) 市全域の基本方針

『かかみがはら』の景観形成のための土台や枠組みを支える基本法ともいうべき基本方針です。個別の地区に関する事項や細かい事項についてよりも、まず基本的に市民、企業や行政など各務原市に関わるすべての人が尊重すべき事項について、また各務原市の広域、あるいは市全域に関わる大原則についての方針を定めています。

地区が望む場合は、より良好な景観の形成を図るため、景観地区の指定や景観協定の締結等を支援していきます。

【 図11-1：各務原市都市景観条例の構成 】



鵜沼宿の家並み



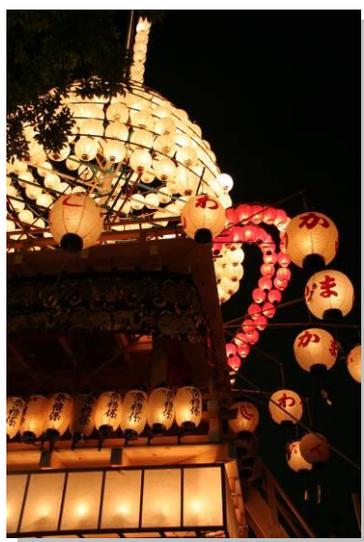
学びの森と養護学校

(2) 地区ごとの個別方針

市内には様々な種類の景観資源が存在します。これらの地区はそれぞれの地区の特性にあわせてオーダーメイドのきめ細かい個別方針を策定していくことが必要であり、これまでに多くの地区で重点風景地区が誕生しました。今後はランドマーク等の象徴的な景観の創出や保全のみではなく、一般的な市街地に形成される、その地域に根ざした生活景観の保全も積極的に行っていきます。また今後も地区の自主性による重点風景地区に向けての検討などについては、移行を支援していきたいと考えています。

～ できることからまず始めていく ～

重点風景地区における景観形成基準は、その地区の目標や方針を実現するために定める細則方針です。この基準は建築物、工作物、屋外広告物、木竹の伐採など、非常に多岐にわたる項目を定めることが可能ですが、どの項目をどのように定めるかは、地区ごとの実情や地区住民の思いなどに合わせて検討していかなければなりません。また市民や企業の行為を制限する内容も含まれるので、個別の利害も関係するなど、制限内容の合意には時間がかかる場合もあるかもしれません。完全な合意形成がされるまで景観形成基準が定められないのでは、その間に景観資源が失われていく可能性があるなどの問題点も懸念されます。従って、景観形成基準を定めるにあたっては、項目、内容を柔軟に考え、住民の合意が得られやすい事項から先に決めて行くことによって、できることからまず始め、段階的に行っていくといった対応も必要であると考えます。



かわしま川祭り



新境川にある石碑

(3) 市民参加の方針

良好な景観の形成のための方針は“こういう景観にしていこう”という景観のあるべき姿を定める方針と、それらを守るための制限の策定に“市民がどう参加するか”という方法を定める方針があり、これらは同時に必要であると考えています。

良好な景観の形成には、市民の生活意識や企業の活動が密接に関係しており、また日々刻々と変化していく性格のものであることから、市民や企業が主体的となって良好な景観の形成に関わっていく“意識”が不可欠です。“市民参加の方針”をつくることは単に規則を定めるだけでなく、こういった意識を育てていく役割も持っていると考えています。

～ 市民、企業の参加意識を高め、成功体験を外部へ発信する ～

景観を守り、育てていく行為や活動はこれまであまり語られることがなく、また意識せずに行われてきた訳ですが、各務原市都市景観条例の制定を機に、市民や企業の景観への関心度を高め、また積極的に参加しようという意識を高めていくような仕組みが必要であると考えています。こうしたことから、個人、企業の努力によって良好な景観が形成され、また保全されている事例について、その結果や努力を公的に表彰するとともに経済的に助成する制度を条例に定めています。こうした制度は良好な景観の形成への努力に報いるだけでなく、その状況を広く市民や外部の地域へアピールし、成功体験の充実感、達成感が連鎖して広がっていくことを助ける制度でもあると考えています。

表彰・助成制度には、以下に挙げるような対象が考えられ、今後具体的に表彰の対象をどのように定めるか、また助成のあり方などを検討していくことが課題であると考えています。

【個人的な建築活動】

景観の形成の最小単位は個人や企業の個々の新築、改築や敷地内緑化などの行為であり、ここで景観について考えることが第一歩です。従って、景観形成基準に則った良好な建築、緑化などの行為や景観の保全に取り組んでいる個人や企業の取り組みが表彰の対象として挙げられます。

【集団的な景観づくりへの取り組み】

個人が考えて実践する景観形成の取り組みが、より面的に大きい広がりを見せれば、地域景観の質の向上に大きな効果が期待できます。また、山林その他自然地や農地など、規模の大きな景観の保全や、重要な建造物の維持には、個人のみだけでは及ばないものもあります。地域住民が集団となつての自発的、主体的な景観形成の取り組みが表彰の対象と考えられます。

【取り組みを支える産業、組織】

特に建築行為の場合、良好な景観の形成に大きな影響力を持つのは地域の工務店や設計事務所をはじめとする、建築、建設行為を支える事業者の意識であると考えています。建築を行おうとする個人の意識と、こうした事業者の創意工夫との二人三脚で、地域景観の質の向上が達成されると考えることもできます。こうしたことから、地域景観の質の向上に積極的に取り組む事業者や地場の素材を供給する産業関係への表彰が考えられます。

【地域での野立て看板排除の取り組み】

屋外広告物の中でも野立て看板は特に地域景観に与える影響が大きな要素であるといえ、特に幹線道路沿道の景観を無個性にし、田園景観を損なう要素の一つとされる一方、野立て看板は住民にとっての収入源となっている場合もあり、これらを排除していくには、個人の利益を犠牲にしてでも地域景観を考えていくという意識が必要となります。必要以上に乱立する野立て看板の排除には、地域全体で取り組み、広く合意を形成する必要がある、また経済的な助成を行うことによってこれらの取り組みを支援する制度も必要になってくると考えています。

【向こう三軒協定】

連続する三軒以上の建築物等の所有者、使用者が良好な景観の形成への取り組み（景観の統一・プランターによる窓辺の緑化など）を行うことへの表彰制度なども考えられます。“向こう三軒両隣り”はコミュニティの最少単位ともいえ、“個人の行為”が“地域の行為”へと広がっていく最初の一步という思想から生まれたものです。合意形成が得やすい小さな単位の取り組みからスタートして、地域へと連鎖して地域景観の質が向上するという期待ができます。

【地場素材建築・再生建築】

古い趣きをもつ家屋は次第に減っており、自由度が高いことからの個性的な建築物の増加が、その地域独自の景観を無くしつつある、という指摘があります。地域の自然景観の基礎ともいうべき地場の建築素材を活用したり、古民家を移築したりする試みは、近年しだいに増えており、田園地域はもちろんのこと、市街地内であっても地域景観のアクセントとなり、また市民の景観に対する意識の向上も期待できますが、こうした試みは建築主と事業者の熱意と知識、技術が必要なおうえに、経済的負担も小さくありません。また古い家屋を守っていく場合、耐震・耐火などの防災性能、内部の使い易さ住み易さなどの点で難しい問題を抱えているのも現実です。こうした課題に向き合い、伝統建築の技術と現代の技術を活かし、景観的に優れ、しかも暮らしやすい家屋をデザインし、施工するような産業を育成していくため、認定、助成制度などによって、そうした行為に対する表彰や経済的支援を行っていくことが課題であると考えています。

2. 都市計画手法等の活用

都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区（景観地区・高度地区・風致地区・特別緑地保全地区等）における行為の制限は、建築確認申請や開発許可申請にあたって具体的、個別的に規制されるものであり、景観法による景観計画区域や各務原市都市景観条例の遵守規定よりも高度地区における建物の高さや、景観地区における建築物の形態意匠の制限など、さらに拘束力は高くなります。場合によっては広域的な“基本方針”は必要に応じてさらに拘束力の強い制度を活用し、良好な景観の形成を図ることが望ましいと考えています。

【地域地区等との併用】

景観地区、高度地区、風致地区、特別緑地保全地区等、都市計画として定める規制制度は、建築物の新改築、増築、宅地の造成など区画形質の変更、木竹の伐採、土砂の採取などの行為について、一定の規制をかけるものであり、景観法や各務原市都市景観条例と一体となって実効性のある規制が期待できるものです。

特に都市緑地法に基づき、都市計画に定めることができる特別緑地保全地区等は、景観緑三法の整備にともない内容が充実され、地区の実情に合わせたきめこまかい指定や管理の体制ができるようになったため、景観施策の緑の要素について活用が期待できるものです。

【地区計画制度との併用】

地区計画制度のなかに建築物、工作物の色やデザインについて、景観法に基づく認定も加えて建築確認の要件とできる制度が加わりました。

この制度を活用して景観地区と同様の仕組みを、景観地区以外でも適用できることとなります。また、すでに都市計画決定している地区計画区域についても、新たにこの制度に則り条例を定めることが可能であることから、従来から地区計画を積極的に決定してきた本市においては活用しやすい制度であると考えられ、必要に応じて併用の検討の必要があると考えています。

3. 市民参加の促進

どのような法律やルールであっても、個人ひとりひとりがそれらを遵守するという意識が不可欠であるのは言うまでもないことですが、景観に関する法律やルールは、我が国ではこれまで人々が意識することがあまりなく、多くの人にとっては新しい概念として受け取られがちです。このことから、良好な景観の形成を進めていくには、住民の生活や企業活動など、日常における市民の参加意識が不可欠であり、それによって“なぜルールづくりが必要なのか”、“どういうルールが必要か”といったことを主体的に考える機会が必要であると考えています。市民参加の促進のためには、以下のような留意点が挙げられます。

【啓発活動の展開】

“いまなぜ景観か？”という問題意識を市民が持つことがスタートであり、関連パンフレットの配布、講演会や研修会、シンポジウムなど市民が興味を持ちやすいようなイベントを通じて啓発活動を展開していくことが必要であると考えています。

【参加・体験の機会を増やす】

景観に対する問題意識や参加意欲を盛り上げるには、単に教わることよりも、実体験を通じて実感することが重要です。また、ルールづくりに際して“他者によって決められたルール”よりも“自分たちで決めたルールだから約束を守る”という意識によって守られるルールがより望ましいことと言えます。

こうしたことから、重点風景地区の景観形成基準を住民主体で策定し、また景観重要建造物や景観重要樹木の保全、活用方法を考えていくには地域住民や企業が参加し、景観について考え体験をする機会をつくるような取り組みが重要であるとと考えています。

【各務原市都市景観条例における表彰・助成制度の活用】

各務原市都市景観条例には、良好な景観の形成に寄与する行為や組織に対する表彰制度が定められています。市民や企業などの景観に対する取り組みが公的に認められれば、それに携わる人にとって達成感、充実感が得られ、その成功体験が他の地域へと伝わっていく効果が期待できます。

具体的な取り組みとしては、緑豊かなまちづくりと市民の良好な景観の形成に対する意識の高揚を目的として、景観の形成に寄与している建築物、まちなみの景観やまちづくり活動などを対象に、所有者、設計者や活動自体を表彰する、都市景観賞の表彰制度を平成18年度から開始します。

一方、こうした活動には経済的な負担も伴うため、条例に定められた助成制度によって公的な助成が可能となっており、経済的に維持が難しい良好な景観を守るために活用すべき制度であると考えています。

【各種事業の計画、設計段階における市民参加の促進】

良好な景観の形成に対する市民参加は、まず自分の住まいや職場など、身のまわりの景観を主体的に考えることが必要ですが、次の段階として公共的な事業など、広く地域に関わる各種の事業に市民が加わっていくことが目標となります。こうした事業の計画・設計段階において景観に関するワークショップ等を行うことにより、市民が実際に策定に携わり、問題意識を共有してアイデアを出し合う場への参加、体験の機会を増やしていくことが必要であると考えています。

【景観協議会・景観整備機構の活用】

景観法において景観行政団体や公共施設管理者は、関係する他の行政機関、公益事業者（観光、商工、農林漁業、鉄道事業者など）等と共に住民等の関係者も交え、良好な景観形成のために協議を行う場として景観協議会を組織することが可能となりました。景観協議会の特色は、そこで合意された事項について尊重義務が生ずる、という法的効果があるという点ですが、こうした組織のなかに地域住民が参加していくことは、参加、協働の経験を積んでいくうえで貴重な場として期待できます。今後、木曽川景観協議会を法定の協議会へと移行していく方針を示しましたが、これらの協議会の活動に地元住民の意見を広く取り入れていくことも重要であると考えています。

さらに景観整備機構は地域で活動する NPO 法人や公益法人も参加して景観計画の立案や推進に携わることのできる制度であり、今後、市民参加の体制が成熟していけば、こうした制度を活用して地域住民と行政の橋渡しをできる機構の出現も期待しているところであります。

【外部へ向かって発信する・交流する】

昔からあった良好な自然や生活の景観が失われていく原因のひとつとして、土地や家屋を維持する人が減ってきているという問題があります。今後、徐々に人口が減少していく日本社会のなかで、自然景観、田園景観、市街地景観を維持し、質を向上していくためにはそれらを担う人の力が必要であり、外部の人たちとの交流を通じて助け合っていくことも場合によっては必要であると考えています。

地域の景観の良さや、抱えている問題を市内の他地域の人へも伝えること、各務原市のよさや問題を他の地方へ伝えていく、といった情報発信、それに地域間の交流によって、新たな景観づくりの担い手が見つけられるかもしれません。こうしたことも今後の取り組みとして重要な活動のひとつであると考えています。

4. 計画改訂の考え方

各務原市景観計画は現在の景観要素や土地利用に関する現況調査等を踏まえて策定しました。景観計画の基本的な理念や方針について大幅に見直す必要性が生じる機会は少ないと思いますが、部分改訂を行うことも考慮し、景観計画の改訂に関する考え方を整理しておく必要があります。

景観法運用指針には、適時適切な見直しとして景観法に基づく計画の見直しについて以下のような考え方が示されています。

- 1) 地域の景観に関する意識の醸成や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その変更の必要性や、新たな手法の選択等の是非について適時吟味されるべきである
- 2) 良好な景観の形成は、地域における持続的な取り組みによって初めて実現されるものであることから、一定の継続性、安定性が要請されるものであり、特に規制を緩和する場合に当たっては、その景観に及ぼす影響を慎重に検討すべきである

これらにより、景観計画の運用にあたっては、景観要素や土地利用の状況の推移、変化を踏まえて概ね5年ごとに計画が適切に運用されているか評価をしつつ、必要に応じて改訂を行っていくものとします。なお、改訂の必要性が確認できた場合は住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、各務原市景観審議会、各務原市都市計画審議会等の然るべき機関に諮り、改訂を行うものとします。



地区別意見交換会のお知らせを掲載
(平成17年 7月 1日号)



景観計画原案の縦覧のお知らせを掲載
(平成18年 1月15日号)

